

9-2 東日本大震災による被災箇所の改修工事

改修工事を行った住宅は、一戸建が8割強

東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数は57.2万戸で、全国の持ち家数3216.6万戸の1.8%となっている。これを住宅の建て方別にみると、一戸建が47.2万戸と、改修工事をした持ち家総数の82.5%、共同住宅が9.6万戸（16.7%）などとなっている。

<図9-12, 表9-8>

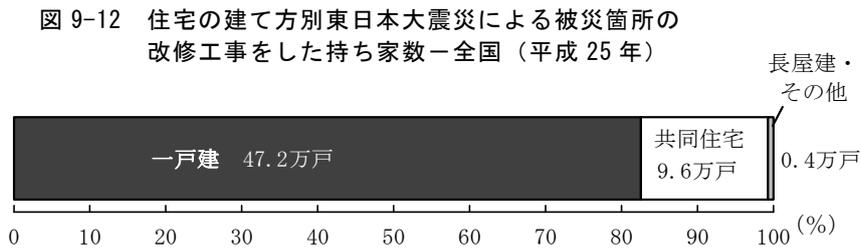


表9-8 住宅の建て方別東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数—全国（平成25年）

	総数	住宅の建て方		
		一戸建	共同住宅	長屋建・その他
実数 (1000戸)				
東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家総数	572	472	96	4
割合 (%)				
東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家総数	100.0	82.5	16.7	0.7

首都圏でも東日本大震災による被災箇所の改修工事を多く実施

東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数を都道府県別にみると、茨城県が最も多く13.1万戸、次いで宮城県が12.5万戸、福島県が8.7万戸、千葉県が6.3万戸、東京都が4.4万戸などとなっており、首都圏でも多くの改修工事が発生している。

<図9-13, 図9-14, 表9-9, (参考) 図9-15>

図9-13 東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数—都道府県（平成25年）

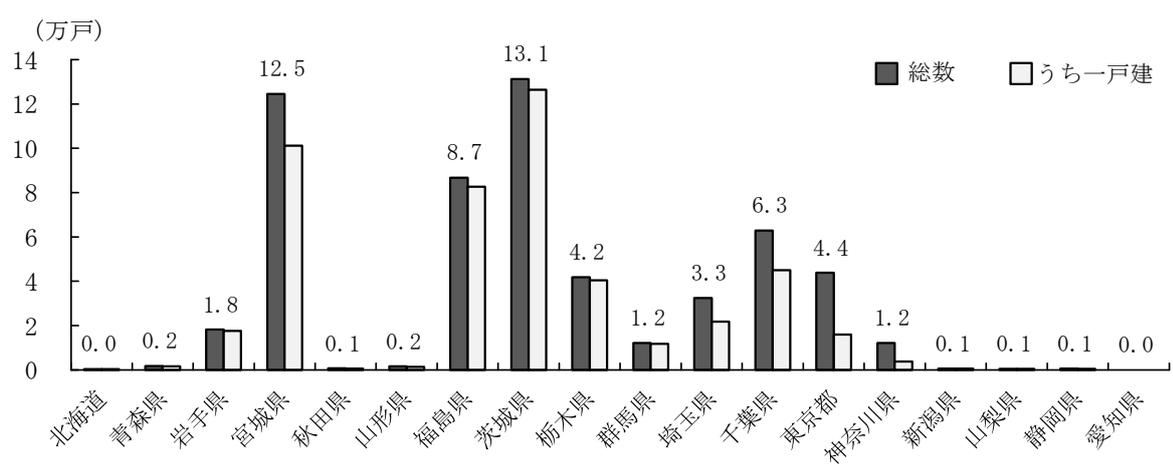
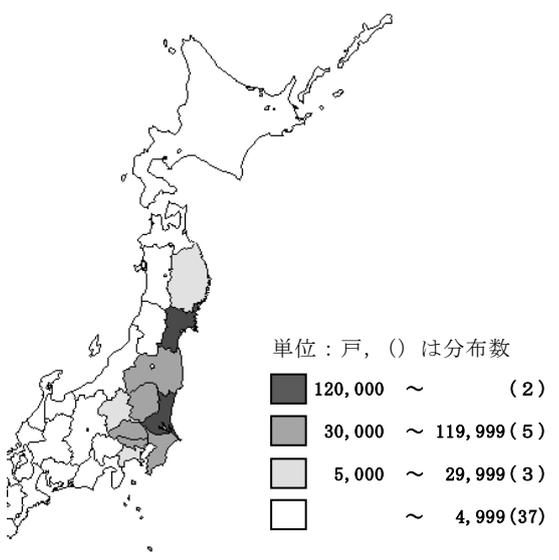


図9-14 東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数—都道府県（平成25年）



(参考) 図9-15 東日本大震災により住宅に住めなくなった理由で転居した普通世帯数（従前の居住地）—都道府県（平成25年）

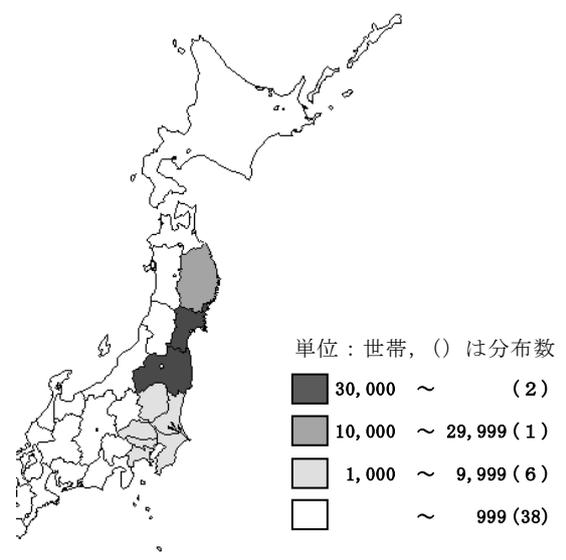


表9-9 東日本大震災による被災箇所の改修工事をした一戸建及び共同住宅の持ち家数—都道府県（平成25年）

都道府県	東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家（1000戸）			東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家（%）		
	総数	建て方		総数	建て方	
		うち一戸建	うち共同住宅		うち一戸建	うち共同住宅
全 国	572.3	472.4	95.8	100.0	100.0	100.0
北 海 道	0.4	0.4	0.0	0.1	0.1	0.0
青 森 県	1.7	1.6	0.0	0.3	0.3	0.0
岩 手 県	18.2	17.6	0.6	3.2	3.7	0.6
宮 城 県	124.5	101.2	22.7	21.8	21.4	23.7
秋 田 県	0.7	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1
山 形 県	1.6	1.4	0.2	0.3	0.3	0.2
福 島 県	86.7	82.7	3.7	15.1	17.5	3.9
茨 城 県	131.3	126.4	4.4	22.9	26.8	4.6
栃 木 県	41.8	40.5	1.2	7.3	8.6	1.3
群 馬 県	12.2	11.8	0.3	2.1	2.5	0.3
埼 玉 県	32.5	21.8	10.3	5.7	4.6	10.8
千 葉 県	62.9	45.0	17.4	11.0	9.5	18.2
東 京 都	43.9	16.0	26.5	7.7	3.4	27.7
神 奈 川 県	12.2	3.8	8.2	2.1	0.8	8.6
新 潟 県	0.6	0.6	0.0	0.1	0.1	0.0
富 山 県	-	-	-	-	-	-
石 川 県	-	-	-	-	-	-
福 井 県	-	-	-	-	-	-
山 梨 県	0.5	0.5	0.0	0.1	0.1	0.0
長 野 県	-	-	-	-	-	-
岐 阜 県	-	-	-	-	-	-
静 岡 県	0.6	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
愛 知 県	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
三 重 県	-	-	-	-	-	-
滋 賀 県	-	-	-	-	-	-
京 都 府	-	-	-	-	-	-
大 阪 府	-	-	-	-	-	-
兵 庫 県	-	-	-	-	-	-
奈 良 県	-	-	-	-	-	-
和 歌 山 県	-	-	-	-	-	-
鳥 取 県	-	-	-	-	-	-
島 根 県	-	-	-	-	-	-
岡 山 県	-	-	-	-	-	-
広 島 県	-	-	-	-	-	-
山 口 県	-	-	-	-	-	-
徳 島 県	-	-	-	-	-	-
香 川 県	-	-	-	-	-	-
愛 媛 県	-	-	-	-	-	-
高 知 県	-	-	-	-	-	-
福 岡 県	-	-	-	-	-	-
佐 賀 県	-	-	-	-	-	-
長 崎 県	-	-	-	-	-	-
熊 本 県	-	-	-	-	-	-
大 分 県	-	-	-	-	-	-
宮 崎 県	-	-	-	-	-	-
鹿 児 島 県	-	-	-	-	-	-
沖 縄 県	-	-	-	-	-	-

- ※ **東日本大震災**とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
- ※ **東日本大震災による転居**には、住宅が半壊又は全壊した、居住地域が避難地域に指定されたなどの直接的な理由による転居（転居の理由：「住宅に住めなくなった」）のほか、就学や仕事の関係、生活への全般的不安感などの間接的な理由による転居（転居の理由：「その他」）も含まれている。
- ※ 震災後、仮設住宅に転居し、調査時点で元の住居に戻った場合などについても「転居した」ことになるが、避難所等に一時的に避難した場合は「転居した」ことにはならない。
- ※ 東日本大震災により転居を複数回した場合、転居の理由は、最初に転居した際の理由となる。また、東日本大震災により転居をした場合は、その後、転居を複数回した場合でも、従前の居住地・住宅は震災前に居住していた場所・住宅となる。
- ※ 従前の居住形態及び居住室の畳数に関する結果については、入居時期が平成 22 年以前の世帯（転居後、元の住居に戻った世帯）は、含まれない。